

審 議 経 過

開 会	(第124回 建築審査会の開催を宣言)
事 務 局	(本日の審査会は4名の委員の出席があり、会議は成立することを報告)
議 長	本日の議題は、「議案」といたしまして、「敷地等と道路との関係に係る許可について」が1件、「敷地等と道路との関係に係る許可における包括同意の報告」が17件、を予定されております。 まずは、議案第1号 について、事務局より説明をお願いします。 (議案第1号の説明)
議 長	説明は終わりましたが、何かご質問はございませんか。
委 員	筆界と敷地の形状が違うようですが、敷地の形状に合わせて分筆されるのでしょうか？ また、敷地内に道・空地が含まれていますが、1つの敷地設定という解釈で良いですか？
事 務 局	今回の申請においては、1筆の土地の中において、任意で敷地設定されており、敷地形状での分筆はなされていません。 また、ご質問のとおり敷地内に道・空地が含まれていますが、今回許可においては1つに敷地として取扱っております。
委 員	今回申請される敷地から外れる部分は、残地として取り残されてしまうのでしょうか？
事 務 局	今回の申請と同様に、道・空地へ接する巾が確保できる敷地設定が可能であれば、建物用途によっては新築も可能でございます。
委 員	敷地に含まれている道・空地の部分は、舗装された道ではないのですか？今回の申請で、舗装や側溝を整備されるのでしょうか？
事 務 局	外構工事の一部として、舗装や側溝整備を行うと聞いています。
委 員	引き続き道・空地として扱うのであれば、この道・空地部分への接道基準により、許可することも可能ではないですか？
事 務 局	委員ご指摘のとおりでございますが、当該道・空地はすべて私道であり、一部所有権も異なることから、許可後の通行の担保性を勘案し

	て、敷地に含まれる部分の道・空地の確保を条件に、今回の敷地設定を可能としております。
議 長	敷地内に道・空地を確保させることに、どのような意味があるのでしょうか？いつの間にか形態が失われていた道・空地を復元させることが目的なののでしょうか？
事 務 局	<p>当該道・空地の過去の調査履歴によると、元々舗装などはされておらず、建物と建物の間に道形態としてあったものが、建物が解体され、道形態がないような状態になっております。また、この道・空地は過去に42条2項道路に準ずる道路として扱われ、今回申請地より奥の敷地の接道対象になっていることから、このまま敷地として取り込まれますと、当該地で再建築が不可能となってしまうことから、敷地内ではありますが道・空地部分の確保を許可条件としております。</p> <p>なお、今回確保していただく道・空地にのみ接する状況になった場合においても、建蔽率や容積率、斜線制限に適合する計画となっております。</p>
議 長	安全側に指導されていると理解しました。
議 長	他に質問はありませんか。無いようでしたら、議案第1号について、同意してよろしいですか。
委 員	「同意」
議 長	令和3年度報第15号から第31号について、事務局より報告をお願いします。
事 務 局	(令和3年度報第15号から第31号について説明)
議 長	説明は終わりましたが、何かご質問はございませんか。
議 長	報第29号の概要について教えてください。
事 務 局	(概要説明)
議 長	他にご質問はございませんか。
議 長	無いようでしたら、令和3年度報第15号から第31号について、了承してよろしいですか。

委員

「了承」

議長

本日の報告について全て終了しましたが、その他として何か、事務局
でありますでしょうか。

事務局

(事務連絡)

議長

本日の議事録署名委員は、私と久末委員にお願いいたします。それ
では、本日の審査会をこれで終了いたします。

(閉会 午前10時40分)